

## 補助対象となる主な改修工事と補助額 ※新築は補助対象外です。

## 1. 補助対象工事

①	バリアフリー改修工事(表 1 参照)
	○外構にかかわるバリアフリー改修工事については、道路の境界または駐車スペースから建物の出入口までを結ぶ主たる通路に限ります。 ○原則として、国の示す工事例に準拠します。
②	耐震改修工事(表 2 参照)
③	共同居住用住宅に用途変更するための改修工事(表 3 参照)
④	間取り変更工事
	○間仕切り壁を取り払うなど、使い勝手を考慮して部屋数または部屋の配置を変更する工事(住戸の区割りを変更するなど住戸面積を登録基準に適合させるための工事や、従前が住戸でない部分を専用住宅に改修する工事を含みます)。
⑤	子育て世帯対応改修工事(表 4 参照)
⑥	防火・消火対策工事(表 5 参照)
⑦	交流スペースを設置する改修工事
	○同一敷地内に設置する場合があります。
⑧	省エネルギー改修工事
	○開口部または躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断熱改修に限ります。
⑨	安否確認のための設備の改修工事(表 6 参照)
⑩	防音・遮音工事(表 7 参照)
⑪	調査において居住のために最低限必要と認められた工事
	○専門家によるインスペクション等※により、構造、防水等について居住のために補修・改修が必要である旨の指摘を受けて行う工事。ただし、従前の用途が賃貸住宅以外のもので、3 か月程度空き家または空室であったものに限り(インスペクション等を行う者による確認が必要です)。
⑫	東京都居住支援協議会等が必要と認める改修工事
	○詳細は以下のウェブサイトよりご確認ください。 <a href="https://www.how.or.jp/koufu/snj_download.html">https://www.how.or.jp/koufu/snj_download.html</a> の東京都の箇所をご覧ください。
⑬	上記工事に係る調査設計計画(インスペクション※も含む)
	※調査設計計画・インスペクションについて ○インスペクションは、「平成 25 年 6 月 国土交通省 既存住宅インスペクション・ガイドライン」をもとに調査・検査を行い、報告書を作成する者と委託契約等を締結するものとします。 ( <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000464.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000464.html</a> ) ○調査設計計画(インスペクションを含む)と改修工事の「交付申請」及び「契約」は別々に行うものとします。 ○調査設計計画費用(インスペクションを含む)と改修工事費用を合計した金額が補助上限額以内とします。 ○インスペクション等の結果により、補助対象となる改修工事が発生しない場合は補助対象外とします。 ※原則、額の確定通知日から 6 か月以内に補助対象となる改修工事の着手がない場合は、補助金の

	<p>返還を求めることとなります。</p> <p>○調査設計計画(インスペクションを含む)を補助申請せず、改修工事のみ申請することも可能です。 その場合、調査設計計画に係る契約は任意となります。</p>
--	---

## 2. 補助金額

補助率	<p>対象工事費用の 2/3</p> <p>※工事費用には消費税を含みません。消費税は補助対象外です。</p>
補助限度額	<p>補助対象工事①～⑦を実施する場合 250万円/戸</p> <p>補助対象工事⑧～⑬を実施する場合 125万円/戸</p> <p>※予算の範囲内とします。</p>

## 3. 補助対象工事内容の詳細

【表 1】バリアフリー改修工事として補助対象となるものの内容

工事項目	工事内容
手すりの設置	手すりの設置または改良する工事
段差解消	段差を解消する工事または段差を小さくする工事
廊下幅等の拡張	廊下、通路または出入口の幅を拡張する工事
出入口の改良	出入口の建具を設置または改良する工事
浴室の改良	浴室を改良する工事
便所の改良	便所を改良する工事
階段の設置・改良	階段の勾配を緩和する等の改修工事
転倒防止	注意喚起用床材等の設置、排水溝の溝蓋の設置、滑りにくい仕上材への改修等
エレベーター等の設置	エレベーター等の昇降設備を設置する工事
車いす使用者に必要な空間を確保した便所及び浴室等の設置	高齢者等配慮対策等級 5 を満たす便所及び浴室等を整備する工事

【表 2】耐震改修工事として補助対象となるものの内容

関係法令	工事内容
建築物の耐震改修の促進に関する法律	<p>昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したのものに対して、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)」のうち同条第 2 項第 3 号の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築士が行った耐震診断により、所要の耐震性能を有するために必要とされる改修工事。</p>

既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 6 条第 3 項の建設住宅性能評価書を取得するために必要とされる改修工事。
既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物として法令を遵守し竣工したものに対して、既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号)第 19 条第 2 号の保険契約が締結されていることを証する書類を取得するために必要とされる改修工事。

【表 3】共同居住用住宅に用途変更するための改修工事として補助対象となるものの内容

関係法令	工事内容
建築基準法関連	用途変更に伴い、建築基準法に適合させるため必要な改修工事
消防法関連	用途変更に伴い、消防法に適合させるため必要な改修工事
その他	共同居住用住居の用に供するために必要な改修工事

【表 4】子育て世帯対応改修工事として補助対象となるものの内容

工事内容			
1	柱等の角の面取り及びクッションの設置	20	子どもが開閉しやすい建具に改修する等避難時安全確保の工事
2	ドアストッパーまたはドアクローザーの設置	21	浴室の広さの確保(バランス釜から給湯器への改修)
3	クッション床へ改修	22	浴室の呼び出しチャイムの設置
4	人感センサー付照明設置や足元灯の設置	23	居室の電気スイッチのワイドスイッチへの改修
5	転落防止装置に係る工事	24	スロップシンクの設置
6	ドアや扉へ指詰め防止工事	25	キッズスペースの設置
7	子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵等の設置	26	トイレにおむつ交換台を設置
8	チャイルドフェンス等の設置	27	床の防音・遮音工事(二重床、床仕上げ材の改修等)
9	シャッター付コンセント等の設置	28	壁・界壁の防音・遮音工事(多孔質吸音材料の設置等)
10	火傷防止用カバー付水栓、サーモスタット式水栓の設置	29	開口部の防音・遮音工事(防音サッシ、二重窓の設置等)
11	チャイルドロックや立消え安全装置が付いた調理器の設置	30	ビルトイン食器洗機の設置
12	台所の対面化や大型化に係る工事	31	掃除しやすいレンジフードの設置
13	子育てしやすい間取りへの改修	32	ビルトイン自動調理対応コンロの設置

14	二重ロック、オートロック等の防犯性の高い玄関ドアの設置	33	掃除しやすいトイレの設置
15	カメラ付きインターホンの設置	34	宅配ボックスの設置
16	防犯フィルム、安全ガラス、面格子の設置	35	風呂・脱衣所の暖房乾燥機の設置
17	防犯カメラ、屋外灯の設置	36	給湯設備の大型化(単身世帯から家族世帯向けへの改修)
18	施錠式郵便受箱の設置	37	最先端技術を用いた子育て世帯対応に係る工事
19	家具の転倒防止措置のための下地処理		

【表 5】防火・消火対策工事として補助対象となるものの内容

対象項目	工事内容
消火設備	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び水噴霧消火設備等の設置
警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器等の設置
避難設備	避難器具、誘導灯及び誘導標識等の設置
その他	非常用照明装置もしくは防火戸の設置または内装材の不燃化工事等

【表 6】安否確認のための設備の改修工事として補助対象となるものの内容

工事内容			
1	入居者の状況を検知する機器の設置	3	その他協議による
2	通報装置の設置		

【表 7】防音・遮音工事として補助対象となるものの内容

工事内容			
1	床の防音・遮音工事(二重床、床仕上げ材の改修等)	3	開口部の防音・遮音工事(防音サッシ、二重窓の設置等)
2	壁・界壁の防音・遮音工事(多孔質吸音材料の設置等)	4	その他協議による